

多量排出事業者に係る処理計画書等の作成 Q&A

Q－1 処理計画書等の提出が必要となるのはどのような事業者か。

A その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が 1,000 トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者は産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書を、昨年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書を提出した事業者は産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画実施状況報告書を提出する必要があります。

詳しくは、以下の表を御覧ください。

前年度の報告対象	前年度の 産業廃棄物排出量	産業廃棄物処理計画書	産業廃棄物処理計画 実施状況報告書
該 当	1,000t以上	○	○
	1,000t未満		○
非該当	1,000t以上	○	
	1,000t未満		

※前年度の報告対象であったにも関わらず、報告を行っていない事業者についても同じ。

Q－2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物とも報告の要件を満たさないが、両方を合計すると 1,000 トン以上になる場合、産業廃棄物処理計画の報告対象になるのか。

A 報告対象に該当しません。

Q－3 建設業の場合で、千葉県内の複数の現場を管轄する支店がある。千葉市・船橋市・柏市を除いた県内の建設現場から発生した産業廃棄物の合計は 1,000 トン未満だが、3 市から発生した分を加えると 1,000 トン以上になる場合は報告が必要となるのか。

A 千葉市・船橋市・柏市を除く千葉県内で排出した産業廃棄物が 1,000 トン

未満であれば、千葉県に報告する必要はありません。なお、各市内で排出した産業廃棄物の量がそれぞれ 1,000 トン以上になる場合は各市役所に報告する必要があります。

Q－4 産業廃棄物の中間処理業者は報告対象になるか。

- A 中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。）は報告の対象になりません。なお、当該業者が廃棄物処理業以外の事業も行っていて、そこから多量の廃棄物を排出する場合は、その事業について報告しなければなりません。

Q－5 前年度に工場を県外に移転した。今後は千葉県で操業しないが、その場合は何か報告しなければいけないのか。

- A 工場を移転して今年度は千葉県内で操業しない場合は、計画を作成する義務はありませんが、実施状況報告書は提出しなければいけません。

Q－6 産業廃棄物は 1,000 トン以上発生するが、特別管理産業廃棄物は 50 トン未満である場合、産業廃棄物処理計画書及び実績報告書には特別管理産業廃棄物を含めて記載しなければならないか。

- A 記載する必要はありません。

Q－7 以前提出している計画書に記載した社名・代表者名から変更があった場合、提出者名はどうすればよいか。

- A 変更後の社名や代表者名で処理計画や実績報告を作成してください。また、社名変更の場合は旧社名を併記してください。代表者名変更の場合は併記しなくて結構です。

Q－8 処理計画に記載する処理計画統括責任者・処理計画担当者等は氏名も記載するのか？

- A 氏名は記載不要であり、職名の記載だけで構いません。

Q－9 認定熱回収業者・優良認定処理業者の認定情報や、優良認定処理業者以外で熱回収を行っている業者の情報はどこで調べればよいか。

A 必ずそれぞれの業者の認定証等で確認するようにしてください。また、認定熱回収業者以外の熱回収をしている業者については、直接業者に問い合わせするなど確認してください。

Q－10 認定熱回収業者に処理を委託した場合は、「認定熱回収業者への処理委託量」、それ以外の熱回収業者に処理を委託した場合は、「熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量」に記入することになるが、サーマルリサイクルがなされていることから、これらの処理委託量は「再生利用業者への処理委託量」の欄にも記入することとなるのか。

A 廃棄物処理法上、再生利用と熱回収は別の概念となっているので、「再生利用業者への処理委託量」には含めないでください。